

議員提出議案第2号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年6月21日

提出者	三朝町議会議員	福田	家	和
賛成者	〃	岡嶋	達	雄
〃	〃	藤井		享
〃	〃	御船		征夫

平成7年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	定数	所 管
総務常任委員会	6人	総務課・税務課・温泉会館及び企画観光課（観光商工係を除く）に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業建設常任委員会	6人	農業委員会・農村振興課・建設課・水道課及び企画観光課のうち観光商工係に関する事項
教育民生常任委員会	6人	町民生活課・健康福祉課及び教育委員会に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。